

霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成30年11月27日提出

霧島市長 中重 真一

霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例

霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「、」に、「、集会」を「及び集会等」に、「総合福祉センター」を「霧島市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）」に改める。

第3条中「霧島市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）」を「総合福祉センター」に改め、同条第3号中「食品加工室」の次に「（霧島市国分総合福祉センターに限る。）」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 福祉配食の調理（霧島市隼人総合福祉センターに限る。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
（霧島市福祉給食センター設置及び管理に関する条例の廃止）
- 2 霧島市福祉給食センター設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第145号）は、廃止する。

(提案理由)

霧島市隼人総合福祉センター内に設置されている霧島市隼人老人給食センターについて、これらを一体的に管理することに伴い、関係条例の所要の改正等をしようとするものである。